

第 204 回：小規模企業共済

経営者、個人事業主が退職金代わりに加入することが多い小規模企業共済制度をご存知でしょうか。名前の通り共済制度なのですが、所得税の節税効果が非常に高い制度となっております。

■小規模企業共済制度とは

国の機関である中小機構が運営する小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者や役員、個人事業主などを対象とし、廃業、会社等の解散、第一線を退いたときにそれまでの積み立ての掛金に応じた共済金を受け取る事ができる共済制度です。

2021年3月時点、全国で約153万人の方が加入されています。

■加入資格

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者や役員、個人事業主が加入できる制度ですが、加入できない場合もあります。配偶者等の事業専従者や学業を本業とする全日制高校生、生命保険外務員などは加入することができません。詳しくは下記のリンクでご参照ください。

参考：[国税庁「独立行政法人 中小企業基盤整備機構「加入資格」](#)

■小規模企業共済のメリット

① 掛金全額が所得控除

支払った全額が年末調整または確定申告で「小規模企業共済等掛金控除」として、課税される所得金額※より控除できるため、高い節税効果があります。

※「課税される所得金額」とは、その年分の収入金額の合計から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額を言います。

課税される所得金額が495万円、掛金を月3万円の積み立てている方で所得税と住民税を合わせて年間およそ11万円の節税効果があります。(下記表参照)

【節税額一覧表】

課税される 所得金額	加入前	加入後		年間節税額	
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円
220万円	350,000円	325,800円	282,900円	24,200円/年	67,100円/年
495万円	1,074,300円	1,037,800円	964,800円	36,500円/年	109,500円/年
770万円	1,933,800円	1,893,600円	1,813,200円	40,200円/年	120,600円/年

(注) 住民税均等割額は自治体によって異なりますが、ここでは5,000円で試算しています。

② 掛金は加入後も増減可能

月々の掛金は1,000～70,000円まで500円単位で自由に設定が可能で、加入後も増額・減額できます。経営悪化等の理由で掛金が支払えない場合には、一時的に支払いを止める「掛け止め」もできます。

③ 共済金の受取りは一括・分割どちらも可能

共済金は、死亡・退職・廃業時に受け取り可能です。満期や満額はありません。また、共済金の受け取り方は「一括」「分割」「一括と分割の併用」を選択することが可能です。

「一括」受取りの場合は退職所得扱いに、「分割」受取りの場合は、公的年金等の雑所得扱いとなります。事業所得などに比べて税負担が大幅に軽減されます。雑所得扱いの場合、確定申告が必要です。

【例】掛金月額：1万円、加入年数：30年の場合⇒掛金合計額：360万円

一括受取		分割受取（2ヶ月ごとに）			
		10年分割		15年分割	
共済金 A	共済金 B	共済金 A	共済金 B	共済金 A	共済金 B
4,348,000 円	4,211,800 円	76,090 円	73,707 円	52,176 円	50,542 円

共済金 A：個人事業の廃止、個人事業主の死亡、会社の解散など

共済金 B：老齢給付（65歳以上で180ヶ月以上掛金を納付した方に限る）、会社役員の疾病・負傷・65歳以上の退任、会社役員の死亡など

④ 低金利の貸付制度を利用できる

小規模企業共済では、積み立てた掛金に応じて低金利の貸付制度を利用することができます。「無担保・無保証人・低金利」と金融機関等の一般の貸付制度と比較して、非常に良い条件で借入をすることができます。万が一、積立期間中に、急な資金が必要になった場合などは、まずこの制度の利用を検討してみてはいかがでしょうか。

⑤ 払込み方法は様々で掛金の前納も可能

払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」から選択できます。また、掛金を前納することができます。前納すると、一定割合の前納減額金を受け取ることができます。

■小規模企業共済のデメリット

① 12カ月未満の掛捨てリスク

掛金納付月数が12カ月未満の場合、共済金が受け取れず、掛捨てになってしまいます。

② 加入期間20年未満は元本割れ

加入期間が20年未満で任意解約をした場合は、共済金額は掛金合計額を下回ってしまい、元本割れしてしまいます。資金繰りなどを考慮し、無理のない金額でのご加入をお勧め致します。

③ 受取時には課税される

積立時には掛金の全額が控除額にできるので節税することができますが、受取時には退職所得または雑所得として課税されることになります。

当事務所でも「小規模企業共済」の加入手続きが可能です。詳しく内容を知りたい方や加入をご希望される方はお気軽にお問い合わせ下さい。

